

令和元年 9 月 日
阪神水道企業団

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の税率が 8% から 10% に引き上げられることに伴う、阪神水道企業団が契約締結を行う案件の消費税の取扱いについてお知らせします。

記

- 1 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに契約締結した案件のうち、改正後の消費税の税率 10% が適用される案件については、消費税の増額分について施行日以後に順次変更契約を行います。
- 2 令和元年 10 月 1 日以降に契約締結する案件については、改正後の消費税で積算していますので、入札者（見積者）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書（見積書）に記載してください。